

1 0 年 保 存

機 密 性 2
令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 16 年 3 月 31 日まで

事 務 連 絡
令和 5 年 5 月 24 日

都道府県労働局労働基準部
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局補償課
職業病認定対策室長

新型コロナウイルス感染症の労災認定実務要領の改正について

新型コロナウイルス感染症事案の業務上外の判断に当たっては、令和 5 年 3 月 17 日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症の労災認定実務要領の改正について」により、迅速・適正な事務処理を図ってきたところであるが、令和 5 年 5 月 8 日から、同感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)上の 5 類感染症に位置づけられたことを踏まえ、今般、別添のとおり標記要領を改正したので、今後はこれに基づき適切に対応されたい。

新型コロナウイルス感染症の労災認定実務要領

令和5年5月

厚生労働省労働基準局補償課
職業病認定対策室

主な改正点

- 1 感染症法上の位置付けの変遷を追加
- 2 調査手法等の変更（医学情報、感染状況等の調査）
- 3 質疑応答集の変更（問 16、問 17）
- 4 関係通達の変更（新型コロナウイルス感染症に係る労災保険請求における臨時的な取扱いの廃止）

その他、所要の改正を行った。

新型コロナウイルス感染症の労災認定実務要領

【目次】

第 1	新型コロナウイルス感染症とは	1
1	定義	
2	感染経路	
3	潜伏期間	
4	感染可能期間	
5	症状の経過	
6	病原体診断	
7	感染症法上の位置付けの変遷	
8	罹患後症状	
第 2	通達の解説	5
1	労災補償の考え方（通達の記の 1）	
2	医療従事者等（通達の記の 2（1）ア）	
3	医療従事者等以外の労働者であって感染経路が特定されたもの （通達の記の 2（1）イ）	
4	医療従事者等以外の労働者であって感染経路が特定されないもの （通達の記の 2（1）ウ）	
5	海外出張労働者（通達の記の 2（2）ア）	
6	海外派遣特別加入者（通達の記の 2（2）イ）	
第 3	調査事項等	11
1	基本的な調査事項	
(1)	感染の有無	
(2)	発症日の特定	
(3)	感染経路の特定の有無	
(4)	当該労働者の職種	
(5)	行動履歴（業務従事状況及び一般生活状況）	
2	職種別の調査事項	
(1)	医療従事者等	
(2)	医療従事者等以外の労働者であって感染経路が特定されたもの	
(3)	医療従事者等以外の労働者であって感染経路が特定されていないもの	
(4)	海外出張労働者	
(5)	海外派遣特別加入者	

- 3 調査手法等
 - (1) 業務内容、一般生活状況等の調査
 - (2) 医学情報、感染状況等の調査
 - (3) 医学的意見
 - (4) 調査の取りまとめ

- 4 その他の留意事項
 - (1) 追加傷病に関する調査
 - (2) 罹患後症状等に関する調査
 - (3) その他

- 5 相談等における対応
 - (1) 本感染症に係る相談等
 - (2) 罹患後症状に係る相談等

参考 本感染症（業務災害）事案の決定の流れ（フロー図1）

参考 医療従事者等の家庭内感染者がいる場合の決定の流れ（フロー図2）

参考 医療従事者等以外で家庭内感染者がいる場合の決定の流れ（フロー図3）

参考 本感染症後の精神障害事案の取扱い

第4 取りまとめ様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27

様式1 新型コロナウイルス感染症の業務起因性の判断のための調査復命書

様式2 請求人申立書

様式3 使用者報告書

様式4 主治医意見依頼事項

様式5 主治医意見依頼事項（罹患後の精神障害用）

第5 決定参考例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45

調査復命書不要の決定例

参考例1 医療従事者（業務上）

参考例2 感染経路特定（業務上）

参考例3 感染経路不明（ウ（ア））（業務上）

参考例4 感染経路不明（ウ（イ））（業務上）

調査復命書記載例

参考例5 業務以外で感染が明らかな例（業務外）

参考例6 ウ（ア）の事案で業務での感染の蓋然性が高いとはいえない例（業務外）

参考例7 ウ（イ）の事案で業務での感染の蓋然性が高いとはいえない例

(業務外)

参考例 8 家庭内感染者の感染経路が明らかでない例 (業務上)

参考例 9 家庭内感染者の感染経路が明らかな例 (業務外)

参考例 10 家庭内感染者に感染リスクが高い行動が確認されない例
(業務上)

参考例 11 家庭内感染者に感染リスクが高い行動が確認された例
(業務外)

参考例 12 家庭内感染者から感染経路特定とした例 (業務外)

第 6 質疑応答集 73

第 7 関係通達 87

- 「新型コロナウイルス感染症の労災補償における取扱いについて」
(令和 2 年 4 月 28 日付け基補発 0428 第 1 号)
- 「新型コロナウイルス感染症による罹患後症状の労災補償における取
扱い等について」(令和 4 年 5 月 12 日付け基補発 0512 第 1 号)
- 「新型コロナウイルス感染症に係る労災保険請求における臨時的な取
扱いの廃止について」(令和 5 年 5 月 24 日付け基補発 0524 第 2 号)
- 「新型コロナウイルス感染症の労災補償のための保健所への情報提供
等の協力依頼の差し控えについて」(令和 4 年 9 月 22 日付け事務連絡)